

■ ■ ■ 特許法 (その3) ■ ■ ■

● 特許を受けることができる者

教科書 82 頁～

事例) A君は、とある大学でロボットの関節かんせつの動きを改良かいらょうする研究に取り組んでいた。あるとき、B教授のアドバイスによってアイデアがひらめき、同じ研究室しよぞくに所属するCさんに実験の準備を手伝ってもらうことにより発明を完成させることができた。

問題) 複数の人物ふくすうが関わって発明ができた場合の \_\_\_\_\_ は誰か？

関節を作り上げたA君 : \_\_\_\_\_

アドバイスをくれたB教授 : \_\_\_\_\_

実験の準備を手伝ったCさん : \_\_\_\_\_

【判断基準】 発明の \_\_\_\_\_ に \_\_\_\_\_ 的な \_\_\_\_\_ をしたか？

● \_\_\_\_\_ (Inventions by Employees ; Article 35 of Japanese Patent Act)

企業や大学で働く従業者が \_\_\_\_\_ として発明した場合、特許は誰のもの？

従業者じゆうぎようしやの言い分) 発明の \_\_\_\_\_ を出したのは僕だ！

使用者の言い分) \_\_\_\_\_ を出したのは会社の方だ！

【解決策】 ※ 注意！平成27年度の特許法改正で法 35 条の内容が変わりました

本来であれば、特許を受ける権利を持つのは \_\_\_\_\_ の方であるが、

① \_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_ があれば、特許を受ける権利は \_\_\_\_\_ が手に入れる。この取り決めは、入社時の契約や、 \_\_\_\_\_ に定めた \_\_\_\_\_ でも有効とされる。

② 代わりに、従業者は《 \_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_ 》受け取ることができる

★ 職務発明をめぐる紛争の例

訴訟 ( )

従業員であった中村修二氏が「ツーフロー MOCVD」を職務発明

図2：2フロー制御特許のイメージ

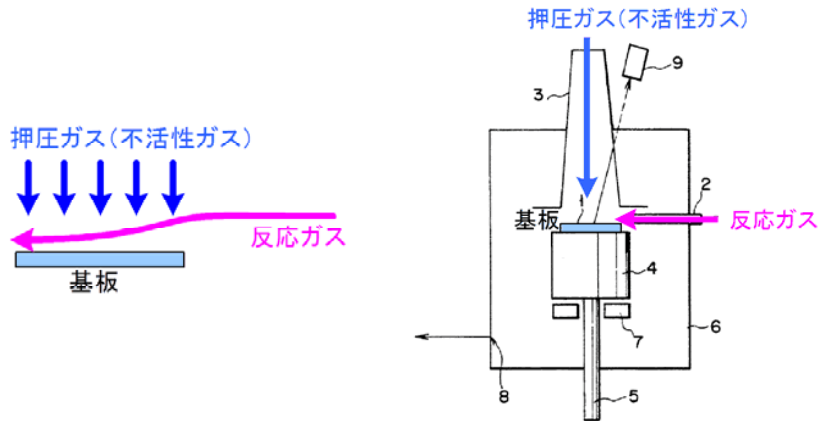
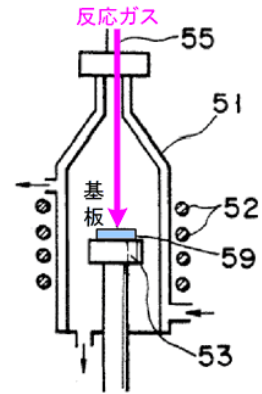


図3：従来技術のイメージ



ツーフロー制御特許は、青色発光ダイオード（LED）を作るために必要な窒化ガリウム（Ga<sup>ちつ</sup>N）の結晶膜を作る技術に関する特許である。この特許では、反応ガスを流して化学反応させ、成膜したい物質を基板に降り積もらせる化学的気相成長（Chemical Vapor Deposition：CVD）法のうち、反応ガスに有機金属（Metal Organic）を使うMOCVD法で、窒化ガリウムを成膜する。

従来の一般的なMOCVD法では、反応ガスを基板の垂直方向から吹き付ける（図3）。この方法では、反応ガスが基板の一部に集中するので、その部分にしか品質の良い結晶膜が成長しない。そのため、基板上のうち、性能の良い青色発光ダイオードを作れる部分が少なくなる。

一方、ツーフロー制御特許技術では反応ガスを基板に平行な方向に流すので、基板の広い面積で高品質の結晶膜が得られる。ただし、基板は約1,000°Cに加熱しているため、単純に反応ガスを流すと熱により反応ガスに乱流を生じてしまい、結晶膜を均一に形成できない。これを防ぐため、基板の垂直方向から不活性の押圧ガス（おうあつ）を吹き付ける。押圧ガスによって反応ガスを基板方向に押さえ付けることで、熱による乱流の発生を防ぐ。

<http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/manufacture/jinvent20040617.html>

2004年1月30日、東京地裁は発明の譲渡対価として200億円を支払うよう命じた。

2005年1月、東京高裁で和解が成立（会社が約6億円を支払う内容）。裁判所は、発明への中村氏の貢献度は5%であると判断した。